

京 都 府	
1・12 紀伊郡伏見高等小学校開校。 日出 1・17	4・10 府尋常師範学校、上京22組寺町荒神口松陰町の尋常中学校跡へ移転（4・一 府尋常師範学校、商議員会をおき校内事務を協議）。 告示25号、府治沿革志
1・15 上京30組寺町二条下ル 河井篤松、「化学会」を開催。農工商に必須の化学を専門化学士を招聘して研究。 日出 1・15	4・一 開智尋常小学校に簡易女学科を付設（～明22・11）。 京都小学50年誌
1・17 小学校教員俸給、旅費支給方法を改正（明21府令第13号旅費規程に汽車・汽船の項を加える）。 府令13号	5・3 府商業学校規則改正、東京高等商業学校との連絡を考慮して予科1年・本科3年制にする。 告示31号
1・19 府京都商業学校、商議員を増員（これにより財政基礎確立される）。 府庁文書-府京都商業学校沿革	5・3 相楽郡綺田村外61カ村連立高等小学校設立。 府令52号
2・13 楊梅幼稚保育科(下京区鍵屋町)設立。 ⁽¹⁾ 府庁文書-幼稚園保母進退	5・10 久世郡全村連立立高等小学校設立。 府令56号
2・14 府画学校規則改正、普通画学の外に専門・応用の2科を置き、修業年限を5年、入学資格を尋常小学校卒業以上とする。 府令21号	5・一 銅駝教育会創設。 京都教育 22
2・14 府、獣医講習所を閉鎖。 府庁文書 明21-5	6・7 小学校学科およびその程度実施方法を改正、土地の状況によって入学期を変更できることにする（7・16、この規程によって宇治郡より変更願い提出され、府は認可）。 府令63号、宇治誌
2・16 大谷派本願寺門跡、明21年度より府尋常中学校へ年間5,000円以上の寄付を申し出る。 府庁文書-大谷尋常中学校	6・29 高等尋常小学校および小学簡易科の読書・習字科に使用すべき教科書を選定。布令52号
3・3 紀伊・宇治・久世3郡で連合教育会を結成。 教育時論 106	6・一 同志社、英学校と予備学校を合併し同志社学院とし、新に予備学部・普通学部・神学部
3・10 京都教育会、知事に教科書撰定会の開設を建議。 ⁽²⁾ 同上	上に専門科をおき、師範科・文学科・神学科に区分。 同志社90年小史
3・13 府、府医学校の継続を認可、明21年度から療病院費の余裕分と学校収入によって維持。	7・一 第1回両丹教育会、天田郡で開会。 府誌 上
3・16、医学校規則を改正、授業料年20円とする。 告示第70号、府治沿革志	9・24 上京区小川町に私立関西体操学校を設立、兵式体操を教授。 府庁文書 明21-33
3・21 新島襄、明治専門学校開設のため東京富士見軒に設立相談会を開催。3・27、河原町三条の京都クラブでも開催。 教育時論 106	9・一 府教育会会員三吉 ^{おきむ} 茂、毛筆画による図画教育を府教育会雑誌上で主張。12・7、府画学校で講習会を実施。 京都教育 49
3・23 府高等女学校、綴織科を廃し私立京都愛友社に事業・生徒を移管。 府治沿革志	10・一 本派本願寺、大学林令を発し大教校・普通教校・顕道学校・考究局を綜合し大学林と改称。新に考究院・内学院・文学寮をおく。 府誌 上
3・29 府盲啞院規則改正、管内生からも授業料を徴収（月額20銭、ただし、貧困の者については免除できる）。 告示31号	11・一 新島襄、「同志社大学設立の旨意」。 同志社90年小史
3・31 府尋常中学校の地方税支弁を中止、諸学校通則第1条により継続（4・10、府尋常師範学校跡へ移転。大谷派本願寺が経費を負担し、同派大谷尋常中学校と合併）。 府庁文書-大谷尋常中学校一件	11・一 府教育会、熱屋町押小路上ルへ移転。規則を改正して活動の基礎を確立。 京都教育 49
3・一 北桑田郡全村連立高等小学校設立（山国村比賀江協尋常小に付設）。 北桑田郡誌	12・19 府商業学校、下京区堀川錦小路北入ル（四坊堀川町治安裁判所跡）に移転（明20・5・20、同地3,000余坪を購入）。 府庁文書-府京都商業学校沿革
3・一 京都染工講習所規程改正、速成科を6課に分け修了期間を2～3ヵ月とする。9月、速成科に修了期間3ヵ月の別料をおく。 京都教育 41	12・28 府会、尋常師範生徒地方支弁を廃止したい旨を内務大臣に建議(概説参照)。 府誌 上
4・1 府尋常中学校開業式。 ⁽³⁾ 大谷中高90年史	この年 ▷ 南桑田郡教育会および北桑田郡学事公会結成。 丹波及丹波人、北桑田郡誌

参 考	目 本
(1) 学区民有志者によって本格的に幼稚(保育)園が設立されたのはこのころから。楊梅幼稚園(園児60余人)創立以来、開智・明德・京極・待賢・豊園・鴨東などの幼稚園が設立された。	1・一 川合清丸・鳥尾小称太・山岡鉄舟ら日本国教大道社を結成。
(2) 6・25には、甲第52号、「高等尋常小学校并小学簡易科ノ読書科習字科及高等小学理科用書撰用書目ノ件」によって、府庁で教科用書一覧表を示し、学校管理者の選定によって教科用書を決定するようにした。教科書制度の合理化・統整が進む。	2・3 文部省、高崎正風詞・伊沢修二曲の「紀元節歌」を学校唱歌として府県・直轄学校に送付（以後、紀元・天長の2節に学校で視学式典を挙げるよう内命）。
(3) 府当局の中等普通教育への消極的な態度、第三高等中学校誘致などによる財政難によって、府尋常中学校は東本願寺が委託経営することになった。諸学校通則第1条は、公立学校委託経営を規定したもの。時の本願寺事務総長は渥美契縁、尋常中学校長には、7月、清沢満之が就任。北垣知事の開校式告辞。 「本府従来中学校を設け卒業生を出す事殆んど百名に及べり然るに今や経費支出の方法を革めざるを得ざるに際し大谷派本願寺大に見る所あり独力以て之れが学資を寄附し請ふに継続の事を似て是に於て更に諸学校通則第1条の制に拠り之れを開設し以て一層規模を拡張し愈々益々有為の器を養成せんとす夫れ苟も職を本校に奉ずる者は同心協力以て事に従い生徒をして励精業を修めしめ此校に期する所を全ふするあらん事を本日開校の式に望み一言以て之を告ぐ」 日出 4・3	3・一 和田垣謙三ら『国家学会雑誌』でドイツ社会政策学派の思想を紹介。4・3、志賀重昂・三宅雪嶺・杉浦重剛ら政教社を結成し国粹保存主義を提唱、4・9、陸羯南、『東京電報』を創刊、国民主義を提唱。 4・25 市制および町村制公布（明22・4 施行）。 4・30 黒田清隆内閣成立。 5・5 文部省、特別認可学校規則を制定。私立の7法律学校に文官高等試験受験資格を与え、その反面、規制を強化。 5・一 加藤弘之など25人、はじめて学位を受ける。 5・一 高崎正風・西村茂樹・西周、日本文章会を結成、普通文体の一定を期する。 7・6 高等中学校科目に法学通論を加え、「中学校令」による高等中学校の学科を三部に分ける。 8・21 文部省、尋常師範学校設備準則を制定（職員数・設備備品・生徒給与品などを規定、修学旅行を法制化）。 9・15 文部省、尋常師範学校教員に執務中制服を着用するよう訓令（「容儀ヲ正シ 威重ヲ保タシムル」ため、大8・10廃止）。 10・13 帝国大学文科大学哲学科、精神物理学の科目を新設（実験心理学の初め、元良勇次郎担当）。 12・20 黒田太久馬・福西四郎ら、言語取調所を設立、文体統一・言文一致文体の制定を目標にする。 12・28 文部省、直轄学校に対し、学生生徒の活力検査（健康検査）を毎年4月におこなうように訓令（学校身体検査の初め、明30・3 学生生徒身体検査規程を制定。年2回の定期身体検査を公立学校にも適用）。
▷ 島津源蔵、『理科学的の工芸雑誌』を発行。 教育時論 3・15	
▷ 京極・待賢・豊園・鴨東・永松・開智・銅駝各尋常小学校に幼稚保育科を付設。 府誌 上	

京	都	府
<p>1・一 府学務課、府教育会へ高等・尋常図画科自在画に毛筆画を用いることの可否・体操科の画一化・教科用図書審査法の改善について諮問。 教育時論 134</p> <p>2・1 南禅寺住職・府学務課長ら、私立蔵書館を下立売新町に設立（会員制、月10銭）。 日出 2・1</p> <p>2・1 沖田嘉兵衛、織工教師養成所設立（上京八組大宮五辻上る）。 日出 2・3</p> <p>2・8 府、師範学校第一種生薦挙の際、既婚者・家事係累者はなるべく除外するように各部に訓示。 府治沿革志</p> <p>2・27 葛野郡朱雀野村に京都感化保護院を設立し、不良少年の教導感化、出獄者で身寄りのない者を保護（府吏員・監獄署員・府会議員その他慈善家有志・東西両本願寺の賛助）。 淇陽学校50年史</p> <p>4・1 府高等女学校、大谷派本願寺によって維持される。⁽¹⁾ 3・15、優等科をおき、この年より卒業者に1カ年間高等学術を教授。 府治沿革志、日出 2・3</p> <p>4・12 府盲啞院規則改正、実用教科の教授に重点をおく（専修科に音曲・按鍼・彫鐫・指物・裁縫・刺しゅう・工芸図画科をおく）。 告示31号</p> <p>4・16 府医学校に産婆教習所を付設。 告示35号</p> <p>4・22 米国公使児島惟謙、同志社を訪問。演説会場チャペル2階墜落、負傷者を出す。 同志社90年小史</p> <p>4・30 宮内大臣、府に博物館を設置する旨を通達（5・16、帝国京都博物館を設置）。 府庁文書 明22-2</p> <p>4・一 京都仏教各宗管長、仏教大学の設立を計画、創立事務所を上京32組檀王法林寺におく（同志社女学校設立の動きに対抗）。教育時論 143</p> <p>5・7 上下両高等小学校および尋常小学校の学期を4・1～3・31とする（従来は、7・1～6・30）。 日出 5・8</p> <p>5・25 府、小学校経費の件を公布。明22年度以後維持費および創業費・建築費など臨時費は市町村費とし、授業料・寄付金などは市町村の収入とする。 府令55号</p> <p>7・5 府、教育品展覧会を御苑内博覧会場に開催。⁽²⁾ 7・15。 教育時論 154</p> <p>7・19 天田郡高等小学校設置区域3区分され、福知山（福知山町）・中部（細見村）・西部（中夜久野村）各高等小学校設立。 府令95号、天田郡記略</p>	<p>7・29 第三高等中学校に法学部設置（明23・9・11授業開始）。⁽³⁾ 8・1、愛宕郡吉田村の新築校舎に移転（新築費16万1,500円）。 神陵小史</p> <p>8・一 京都私立独逸学校、上京区御池河原町東南角の府立商業学校跡に移転。 葉大80年史</p> <p>9・7 府画学校規則改正、普通画学科のほかに応用画学科をおく（いずれも修業年限5年、高等小学校卒業を入学資格とする）。9・12、修業年限3年の応用画速成科を設け、生徒の便宜来学を許可。 告示86号、府画学校沿革</p> <p>9・8 京都私立独逸学校に医学予備校を設置、開校式および校舎移転祝賀式を挙行。 葉大80年史</p> <p>9・27 小学簡易科教則を改正、授業時間を1～2時間増加、教科に修身・体操を加える。 府令111号</p> <p>9・一 第三高等 中学校生徒取締規則決まる（敬礼・称呼のしかた・衣服・帽子など）。 神陵小史</p> <p>9・一 市保育会、楊梅幼稚園で発会式（待賢・竹間・銅駝・生祥・豊園・永松・修徳・鴨東・楊梅・開智幼稚園を管理する尋常小学校長を中心に組織）。 府誌 上</p> <p>9・一 同志社学院を同志社普通学校・神学校・予備学校および同志社女学校に改組。同時に社長を総長と改称（新島襄就任）。同志社90年小史</p> <p>10・10 府画学校本校、御苑内の京都博覧会本館に移転。 ※府画学校沿革</p> <p>10・一 府画学校油絵科生徒同盟休校、同科教師田村宗立辞職。⁽⁴⁾ 日出 10・26</p> <p>12・15 京都青年会、『京都青季会雑誌』を発売（「宜シク挽回ノ策ヲ講シ再上京都ノ各ヲ天下ニ粲然タラシム」ことを目的）。京都青年会雑誌 1</p> <p>12・17 府、医学校・高等女学校・盲啞院・画学校経費支弁について公布（市部・郡部連帯所属として、療病院・医学校・高等女学校、市所属として、盲啞院・画学校・公園）。 府令137号</p> <p>12・17 府医学校・高等女学校、地方税外特別経済として管理される（以後、医学校経常費は、元資利子・授業料・入院・診察・薬科、高等女学校経常費は、授業料・寄宿料など、ときまる）。 府令138、139号</p> <p>12・17 府画学校・盲啞院、市に移管され、市画学校・市盲啞院と改称。 府庁文書-府画学校沿革、※盲啞院沿革</p> <p>12・17 府尋常師範学校、郡区長撰挙生の選抜には、あらかじめ師範学校の審査を必要とする旨を規定（以後、同校より経験方法・問題を送付）。 府治沿革志</p>	

参	考	日	本
(1) 従来府学資金で維持して来たが、この時期、経費高のため維持できず、通常府会へ地方税支弁の議が発せられた。これが否決されたため、同校は廃校の運命となり、知事専決によって、維持は大谷派本願寺に移管され、府が管理権だけを持つようになった。以後大谷派本願寺は、明27年地方税支弁に移管するまで、明22、23年各2,000円、24年1,000円、25年2,000円、26年500円の出費でこれを維持した。	(2) これに伴って、教育展覧会規則も整備（小学校教育品展覧会要項、教育品展覧会出品心得、学校生徒学芸品品評会要旨、習字科審査細則、地理・歴史・理科部審査細則、算術科審査細則、など）され、教育方法・教育内容の改善に寄与。	(3) 第三高等中学校誘致について、府は「我京都府下教育ニ関係ヲ有スルノミナラス地方経済ニ於ケルモ其得失亦渺ナカラス」（明19、知事の府会への諮問理由）、と述べているが、第三高等中学校は「抑々大阪ノ地タル、品物ノ富、運論ノ便、四通八達固ヨリ関西ノ要衝ニ当ルト雖モ、是事業ヲ作興スルノ地ニシテ人材ヲ教育スルノ域ニ非サルナリ」として「山水秀麗土地閑雅」、「真ニ生徒ヲ養育スルノ地」京都に移転を決意した（開校式、折田校長演説）。当日、山階宮親王・文部大臣・京都・大阪・滋賀・徳島の各知事・両本願寺法主・文部省会計局長・その他出席の下、開業式および第1回卒業証書授与式を行なった。	(4) 「府立画学校油画科教授田村宗立今都合により辞職せしに付ては同科の生徒一同が同盟休校したる由、或人の話、元來同校では教員が新に同校勤務となると大低自宅教授の生徒を引連れて入り其の退くや亦引連れて去るという情況ありて、同校生徒で一家の画家となる者は多くは師の号名一字を襲って己れの号名を撰ぶなど他の学校に又とあらざる事実のある由なれば、一の教師が進退ある毎に生徒の出入は免れざる所なりといへり。斯る悪習は何卒同校の為め改良の法を施したきものにこそ。」 日出 10・26
		1・20 大日本水産会の水産伝習所開所（のちの東京水産大学）。	1・22 徴兵令公布（高等師範学校・尋常師範学校卒業者には6カ月間現役の特典を付与）。
		2・11 大日本帝国憲法・皇室典範の議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令公布、憲法発布式挙行、文部大臣森有礼、官邸玄関で刺される（2月19日没）、陸軍大臣大山巖、文部大臣を兼任。	2・一 西村茂樹、皇室が徳育を管理するため宮内省に明倫院を置くように建議。
		3・2 東京図書館官制を公布。	3・22 榎本武揚、文部大臣に就任。
		4・8 帝国大学文科大学、中学校教員養成のため、特約生教育学科を開設、ハウスクネイトを教師にあてる。	4・19 「ロンドンタイムス」、大隈外相の条約改正案を論評、反対運動激化の契機となる。
		6・27 帝国大学文科大学に国史料を設置、アカデミズム史学の殿堂となる。	7・一 東京教育博物館を高等師範学校の付属とする。
		9・9 和仏法律学校設立（東京仏学校と東京法学校が合併、後の法政大学）。	9・15 米国メソジスト教会日本宣教師総理ランバス、兵庫県灘に関西学院を設立。
		10・9 文部省、直轄学校教員・学生の政治演説を禁立（学術講演・演説の際、現時の政務に関する事項の可否討論は厳禁）。	10・25 文部省、尋常師範学校女生徒に課すべき学科・程度を制定、女生徒の年令を15年以上20年以下と決定、尋常師範学校卒業生の服務年限を改正。
		12・19 文部省、天皇・皇后の「御真影」を高等小学校へも下付する旨、各府県へ通知（従来は官立・府県立学校のみ）。	この年 ▷ 憲法注釈書多数出版される。

京 都 府	京 都 府
<p>1・7 府京都商業学校、下京区2組四坊堀川町へ移転。 告示1号</p> <p>1・11 新島襄病状悪化、1・21大磯で死去。1・23、山本覚馬同志社臨時総長に就任。 同志社90年小史</p> <p>2・8 京都教育会は尋常師範学校で総集会。京都教育会の事業として市部図書館設立、郡部教育講習会開催、郡部に京都教育会部会設置を決議。 京都教育 49、府教育会沿革</p> <p>3・1 府は、小学校訓導の任用基準を引き上げ、尋常小学校学科課程にない小学校免許状の所有者は訓導に採用しない方針を決定。 日出 3・2</p> <p>3・8 『新小学』第1号発刊(発行・隆文館、下京区七条通夷之町)。 新小学1</p> <p>3・13 中・竹野・熊野3郡教育会会員は京都教育会部会を結成、6・1発会式(また同月、紀伊・宇治・久世3郡の教育会部会設置、9・1発会式)。 日出 3・27、8・29</p> <p>3・29 市画学校、東山智恩院内通照院へ移転。 市公告28号、府誌 上</p> <p>4・1 紀伊郡横大路尋常小学校、図画科を加設(このころから、図画科・唱歌科・裁縫科を設ける小学校が増加)。 府庁文書 明24-40</p> <p>4・8 昭憲皇太后、市盲啞院を参観、金200円を寄付、4・27府高等女学校を巡覧、金200円を寄付。 府誌 上</p> <p>4・一 京都染工講習所、予科を設置。 京都教育 41</p> <p>4・一 市会、上京下京両高等小学校の新築費予算案を否決(下京高等小は因幡葉師堂内の芝居小屋と元25組稚松尋常小学校を借用、上京高等小は元医学学校跡を借用して分教場にあてる)。 日出 4・30</p> <p>5・2 与謝郡高等小学校加悦分教場を設立。 与謝郡誌</p> <p>5・30 府医学校生徒心得制定(「制服ノ外昇校ヲ許サス」他17ヶ条)。 府庁文書 明23-48</p> <p>6・一 市制に基づき教育常設委員3人を置く(委員長・内貴甚郎、委員・雨森菊太郎、多田佐兵衛、市盲啞院などの経済確立に尽力)。(1) 府誌 上、市盲啞院一覽 大1</p> <p>7・31 愛宕郡高等小学校下鴨村に移転。 府令45号</p> <p>7・一 京都教育会、高等小学校英語科教授法調査委員をおく(研究部としての事業を開始)。 府誌 上</p> <p>8・一 京都教育会、図書館を設立、同時に図書館規則を定める(9月、教育会事務所とともに上京区間之町姉小路上ルに移転。12・1、開館)。 京都教育 49、府教育会沿革</p>	<p>9・15 船井郡高等小学校、園部村字園部小桜町に新築移転。 府庁文書-船井郡役所小学校台帳</p> <p>9・一 同志社、波理須理科学校を設立。明24・4開校。 同志社90年小史</p> <p>9・一 府高等女学校、寄付金によって教場・寄宿舎などを新築(明22・11有志による寄付金募集開始、応募額5,200余円、寄付人員1,100余人)。また、この月唱歌専修科を設置。 府誌 上</p> <p>10・1 府は教育令改正によって、町村立尋常小学校授業生採用に際し、他郡長および旧区長の授与した授業生免許状所持者を無試験採用しうると改める。 布令67号</p> <p>10・7 府医学校規則改正、始業・修業期を一定にする(従来は5月始業だけが決まる。また、試業は最終受験組合受験の初日から6週日以内とし、試業人員は1組5人以下とする)。 府庁文書 明23-48</p> <p>10・20 第三高等中学校、文部省直轄学校官制改正により、職員は教諭・助教諭の名称から教授・助教諭となる。 神陵小史</p> <p>10・31 文部省普通学務局長、府に教育に関する勅語奉読式の詳細を照会(府下での奉読式挙行は府尋常師範学校、私立尽誠学舎だけ)。 日出 11・11</p> <p>10・一 与謝郡、高等師範学校卒業生を郡役所所在地尋常小学校訓導に任用、郡祖学の事務・講習会・研究会を開催。 与謝郡誌</p> <p>12・1 京都教育会図書館開館式(間之町姉小路上ル)。 日出 12・2</p> <p>12・一 市郡各尋常小学校長、臨時校長を開催。小学校令に基づく学区変更について知事に建議。(2) 日出 12・13</p> <p>この年</p> <p>▷ 内務部学務課廃止され第三課となる。 府誌 上</p> <p>▷ このころから府尋常師範学校で軍隊式教育が始まる。明23の東京第1回内国観業博覧会見学旅行には武装し軍歌を歌って東上。 府師範学校沿革史</p> <p>▷ 加佐郡会、高等小学校増設問題で紛糾(郡内に舞鶴町1校だけのため河守地方を始め遠隔地で分立を主張する声かふえる)。実業教育50年史</p> <p>▷ 府教育会会員数激増(明22、470人、明23、1,118人)。 府教育会沿革</p>

参 考	日 本
<p>(1) 不況により、市盲啞院他各教育機関で、教育事業の縮小が余議なくされ、各校独自の経済基礎の確立が図られた。商議員制度の充実・寄付金活動などが盛ん。</p> <p>(2) 明23小学校令改正によって、全国的に小学校の統廃合が進められたが、京都市では、市独特の学区制の伝統もあって大問題となった。区当局は各学区に合同を進言したが、大多数の学区は合同を否とし、小学校長会も反対を表明した。</p> <p>合併論</p> <p>① 小経済を大経済に統合して費用の節減を図る。</p> <p>② 廃校および合校の処分を自由にする。</p> <p>③ 人民の負担を軽減する。</p> <p>④ 下等訓導や授業生を解雇し良訓導を任用し、かつその余裕で書籍・器具などを購入する。</p> <p>⑤ 完全なる学校で生徒を養育する。</p> <p>反合併論</p> <p>① 就学督促が行き届かない。</p> <p>② 学校と父兄の親密な関係をこわす。</p> <p>③ 各学区の私立教育会は従来学校教育の改善に尽してきたが、学区改編により瓦解する。</p> <p>④ 財産家の寄付金が減少する。 日出 9・2</p> <p>⑤ 学資金の引き継ぎで混乱が予想される。</p>	<p>1・一 商工徒弟講習料、東京職工学校付属となる。</p> <p>2・26 地方官会議で「徳育涵養ノ義ニ付建議」、教育勅語発布の気運を促す。</p> <p>3・25 文部省直轄東京高等女学校、女子高等師範学校付属となる。高等師範学校女子部を分離して女子高等師範学校とする。東京職工学校、東京工業学校と改称。3・5から手島精一、校長となる。</p> <p>5・17 府県制および郡制を公布。 芳川顕正、文部大臣に就任(天皇、文相に徳育に関する箴言の編纂を命じる)。</p> <p>5・25 大日本教育会、全国教育者大集会を開催、～5・30。</p> <p>5・30 伊沢修二ら、国家教育社を創立。</p> <p>6・11 東京農林学校、農科大学となる。</p> <p>6・20 法制局長官井上毅、教育勅語文部省原案を批判、以後、井上、元田永孚を中心に教育勅語案の起草進められる。</p> <p>6・21 文部省編纂局廃止、総務局に図書課設置。</p> <p>6・一 陸羯南、「近時政論考」を「日本」に連載、酒井雄三郎、「社会党の運動」を「国民之友」に発表。</p> <p>8・一 小学校令改正をめぐり、法律主義をとる内閣と勅令主義をとる枢密院、意見対立。</p> <p>9・一 東京盲啞学校、仮名点字の法を定める。</p> <p>10・3 文部省、地方学事通則、市町村立小学校教員退職料及遺族扶助料法を公布。</p> <p>10・7 文部省、郡に郡視学、市町村に学務委員をおく。小学校令改正、学令児童の教育は公立小学校において行なうべき原則を確立。</p> <p>10・11 府県学務、内務部第三課の所掌となる。</p> <p>10・25 東京学士会院規程を制定。</p> <p>10・30 「教育ニ関スル勅語」発布。</p> <p>10・31 文部省、「教育ニ関スル勅語」の謄本を全国の学校に頒布。</p> <p>11・3 帝国大学・東京工業学校・東京府尋常師範学校・東京府尋常中学校で教育勅語奉読式。</p> <p>11・22 国学院、皇典研究所を母体に設立(院長、高崎正風)。</p>

京 都 府	
<p>1・26 上京区第2・5・10組の各尋常小学校は、新小学校令に基づき合併。この日、上京役所に届出。 <small>日出 1・27</small></p> <p>1・31 府商業学校、商議員制度を制定（生徒教養の目的・規則改正・学校資金・5円以上の物品購入など協議）。 <small>府庁文書 明24-43</small></p> <p>2・7 京都教育会規則改正（会長を推薦制から2カ年任期の選挙制に、商議員会を会長の諮問機関から教育会の議決機関に変更）。 <small>府教育会沿革</small></p> <p>2・一 府会で商業学校廃止論（教授方法が理想に走り、多数商人の子弟に不適当）⁽¹⁾、生徒による議員襲撃事件が相次ぐ。一商創立50周年記念誌</p> <p>2・一 大坪権六、府商業学校長に就任（わが国低度商業教育の先駆者。滋賀県大津商業学校から転任、実用的商業教育の実施にとりくむ）。</p> <p>3・4、商業学校規則を改正、予科・補充科を廃止、簡易科を付設）。 <small>府庁文書 明24-43、一商創立50周年記念誌</small></p> <p>3・5 府尋常師範学校卒業生徒の皇宮奉拝の件認可（「忠君愛国ノ志気ヲ涵養スル」ため）。 <small>府庁文書 明24-42</small></p> <p>3・26 府、京都商業学校規則改正（修了期間3年制となる）、同時に簡易科規則制定（商業学の速成を目的に習字・作文・算術・簿記を教授。入学資格、尋常小学校卒。2年制）。 <small>告示16、17号</small></p> <p>4・1 府尋常師範学校、保姆伝習を行なう。～9・30。 <small>府庁文書 明24-42</small></p> <p>4・1 市画学校、市美術学校と改称。 <small>市公告11号</small></p> <p>4・25 府尋常師範学校、兵式体操科監督に休職軍人を採用（従来は舎監に監督を委嘱）。 <small>府庁文書 明24-49</small></p> <p>4・一 葛野郡教育会発足（演説・講義・討論・通俗教育幻灯会などを開催、会員130余人）。 <small>京都教育 18</small></p> <p>4・一 船井郡高等小学校、女子の英語科を裁縫・家事・経済科に切り換える。⁽²⁾ <small>府庁文書 明24-40</small></p> <p>4・一 京都染工講習所講習規程改正、予科を廃止、修了期間1カ月の速成科（絹染・木綿染・毛染・練及漂白・絹捺染・木綿捺染・媒染済・藍立・藍染の9課程）をおく。 <small>京都教育 41</small></p> <p>5・1 カトリック教徒有志、三条通り高倉西入ルに貧民小学校を設立（書籍・器具などはすべて貸与、授業料は徴収せず、西洋礼式・仏語なども教授）。 <small>日出 5・1</small></p> <p>5・2 市美術学校、別科生入学規程を決定。</p>	<p>（20歳以上で家業に従事する者に週3回の教育を施す、卒業上の特典はない）。 <small>日出 5・3</small></p> <p>5・9 露国皇太子ニコライ、市盲啞院を訪問、金2,000円を寄付。 <small>府誌 上、日出 5・8他</small></p> <p>5・一 平安義会結成、府下華士族の子弟の教育事業を経営。 <small>府誌 上</small></p> <p>6・10 私立予備開導学校（烏丸御池下ル）府尋常中学校への無試験入学の許可を受け、生徒募集。 <small>日出 5・26</small></p> <p>7・1 府尋常師範学校卒業者は、服務状況を母校に6、12月毎に報告する義務を負う。 <small>告示41号</small></p> <p>7・一 区部尋常小学校訓導を中心に「精華会」結成（教育勅語の「聖旨」を奉じ「国体ノ精華ヲ発揚」し、自己の職分を尽すことを目的）。 <small>教育時論 255</small></p> <p>7・一 本派本願寺、大学林令を廃し、文学寮を独立、内学院を大学林とし内学専攻の場所とする。 <small>府誌 上</small></p> <p>9・一 同志社政法学校仮開校。 <small>同志社90年小史</small></p> <p>10・3 小室信介・沢辺正脩記念文庫、市内で開庫式。 <small>大阪毎日 10・3</small></p> <p>10・20 京都教育会、銅駝尋常小学校で付属常設講習会を開設（教育会、教員養成事業に着手）。 <small>府教育会沿革</small></p> <p>10・21 西谷良圃（洪水）没。68歳（慶応初年より学制の革新に尽力。明治初期には小学校開設の建議を行ない京都の番組制小学校開設にも大きな貢献をなした。下京4番組小学校開設にも功績がある）。 <small>府教育史 上</small></p> <p>10・24 府商業学校、簿記学講習所を開設、市内商工家の便益をはかって夜間講習を実施。 <small>府庁文書 明24-43</small></p> <p>10・一 市盲啞院、「訓啞点字」を採用（フランス人プレーユの原案を東京盲啞学校教員石川倉次が翻案したもの）。 <small>府誌 上</small></p> <p>11・14 下京区幼稚園保姆集会、同区13組尋常小学校で開催（幼稚園の教育方法を研究）。 <small>日出 11・15</small></p> <p>12・24 市参事会、市美術学校を御苑内博覧会場に新築移転を決議（明26・3、移転）。 <small>日出 12・25</small></p> <p>この年 ▷ 熊野郡で久美浜・如蘭などの夜学会が組織され、青年の学術研究・修養を目的とした社会教育がはじまる。 <small>熊野郡誌</small> ▷ 府、商工業の改良進歩をはかるため、元勸業場付属栽培試験場に市立美術館の設立を計画。 <small>日出 6・13</small></p>

参 考	日 本
<p>(1) 否決理由上申書 今般本会ニ於テ商業学校費ヲ否決シタル理由ハ決シテ之ヲ無益視スルニ非ス元来商業教育ノ如キ専門ノ学業ハ一般人民ノ徴税ヲ以テ支弁スル性質ノモノニ非スト信スルナリ当初本会ハ実業教育ノ発達ヲ奨メント欲シテ之ヲ創立シ暫ク地方税ヲ保持シ継続者ヲ俟ツニアリシガ今ヤ人文大ニ進ミ実業教育ノ必要ハ世人ノ周知スル所トナリ之ヲ自治ニ放任スルモ敢テ不可ナキノミナラズ学校令モ亦改正セラレ教育ノ基礎大ニ定マリタルヲ以テ我京都市ノ教育上ニモ多少改正ヲ要シ地方経済モ亦整理セサル可カラズ故ニ本会ハ前途ノ都合ヲ図リ本費ノ如キハ明治24年度ヨリ地方税ノ負担ヲ停メ将来ハ実業家ヨシテ之ヲ継続セシメ此レト相当ノ締約ヲサント欲スルニアリ若シ之カ相当ノ継続者ヲ需メ得サルニ於テハ止ムヨ得ス商業学校ヲ廃シ該校舎ヲ以テ京都市適当ノ学校ニ改ムルモ可ナリ閣下宜シク其意ヲ諒シ処理セラレン事ヲ此段否決理由上申仕候也 <small>京都府市部会議長 雨 森 菊 太 郎</small></p> <p>(2) また、郡部では、図画・唱歌科を「村ノ状況ニ適セヌ」として停止する小学校が数多く見られる（愛宕郡上賀茂尋常小など）。これらの学科は多くの学校で定着していなかった。</p>	<p>1・9 第一高等中学校始業式で内村鑑三、教育勅語に対する拝礼を拒否（以後、仏教徒・国家主義者によるキリスト教排撃運動激化）。</p> <p>3・10 文部省、私立小学校代用規則を制定。</p> <p>3・26 『国史提要』を校訂、『高等小学歴史』と改め、巻1を出版。</p> <p>3・一 京都商業会議所設立。</p> <p>4・8 文部省、小学校設備準則を制定（小学校施設・設備に関する法令の始め）。</p> <p>5・8 文部省、小学校正教員・準教員の別を定める。</p> <p>5・11 津田三蔵、滋賀県大津でロシア皇太子を傷つける（大津事件）。</p> <p>6・1 大木喬任、文部大臣に就任。</p> <p>6・17 文部省、小学校祝日大祭日儀式規程を制定（学校儀式の内容・方法を一定にする）。</p> <p>6・30 文部省、「市町村立小学校長及教員ノ称及待遇」を制定。</p> <p>7・11 東京音楽学校卒業式で「君が代」歌われ先例となる。</p> <p>7・27 各省官制通則改正により、文部省総務局・会計局を廃止、大臣官房の所掌とする。</p> <p>8・10 日高藤吉郎、日本体育会を創立。 明26・3・3、体操教師養成のため体操伝習所（現、日本体育大学）を設立。</p> <p>10・7 文部省、小学校修身科に教科書を使用すべき旨府県は通牒。</p> <p>10・8 文部省、小学校祝日・大祭日用の唱歌楽譜はあらかじめ認可を必要とすることを規定。</p> <p>11・17 文部省、小学校教則大綱をきめる（教育勅語の趣旨に基づいて徳性の涵養を重視）。またこの日、学級編成等に関する規則・小学校教員検定等に関する規則・小学校教科用図書審査等に関する規則・幼稚園その他小学校に類する各種学校および私立小学校等に関する規則などを制定。</p> <p>11・17 文部省、学校へ下付された「御真影」と教育勅語謄本を校内一定の場所に奉置するよう訓令（奉安庫・奉安殿の設置始まる）。</p> <p>11・一 井上哲次郎、「宗教と教育に就て」でキリスト教を攻撃。教育と宗教の衝突論争おこる。</p> <p>12・14 文部省、中学校令を改正（公立尋常中学校の府県各1校の制限を撤廃。また高等女学校を尋常中学校の一種とする）。</p> <p>12・15 文部省、尋常中学校設備規則を制定。</p>

京 都 府	参 考	日 本
<p>2・3 4・1から地方学事通則および小学校令を施行される旨布達(これにより府および各町村と教育事務の関係が明確化)。府令5号</p> <p>2・29 府、尋常師範学校生徒学資支給方法を改正。告示18号</p> <p>2・29 教員不足対策として府尋常中学校卒業生に無試験で教員免許状を授与することを決定(3・18、高等女学校本科卒業生にも授与)。府庁文書 明25-38</p> <p>2・一 府医学校長猪子止戈之助、自費で海外視察に出発(以後、留学する者漸次増加)。府誌 上</p> <p>3・10 尋常師範学校小学教員講習規則制定、12日、尋常師範学校保姆伝習規則制定。告示26、27号</p> <p>3・16 府商業学校、私立京都英学院内に予備科をおき卒業生を商業学校本科に入学させる。府庁文書 明25-51</p> <p>3・18 学令児童就学規則を改正制定。⁽¹⁾府令9号</p> <p>3・18 小学校設備規則を公布(校地は道德的・衛生的な場所、生徒1人当たり3坪、校舎はなるべく東西に長い平屋造りにし、壁は薄灰色か薄玉子色にする、などを規定)。府令10号</p> <p>3・18 小学校授業料規則を公布(尋常小授業料は1学年2円40銭以下で市町村長が決定)。府令11号</p> <p>3・18 「市町村長町村学校組合長若クハ区長并其代理者ト学務委員ノ関係及学務委員ノ執務ニ関スル規程」を公布(学務委員の職務を全く事務的なものに権限縮小)。府令12号</p> <p>3・21 小学教科用図書審査等に関する細則を公布(教科用図書は尋常小学校1学年2円40銭以下、高等小学校12円以下2円40銭以上で市町村長が決定。5月、府令第39号で教科用図書を公布)。府令13号</p> <p>3・29 同志社通則廃止、総長を廃し社長を置く。小崎弘道、社長兼校長に就任。同志社90年小史</p> <p>3・30 児童出校停止規則制定。府令19号</p> <p>3・30 小学校長教員職務及服務細則を公布(徴戒処分、私立小学長教員業務停止、免許状停止処分などを規定)。府令20号</p> <p>3・30 小学校教員検定細則を公布。府令21号</p> <p>3・一 愛宕郡立第二高等小学校開校。市立学校園沿革</p> <p>4・1 京都私立独逸学校(河原町三条上ル)、別科薬学科を京都薬学校として独立、この日開校。日出 3・17、薬大80年史</p>	<p>4・8 小学校長および教員の任用解職その他進退に関する規則の細則を公布(教員俸給額に関する意見内申の書式および任用解職に関する上申書の様式等が定められる)。府令32号</p> <p>4・9 京都教育会、京都府教育会と改称。京都教育 49、府教育会沿革</p> <p>4・26 田口卯吉、同志社で「銀貨下落論」を講演。田口卯吉全集 8</p> <p>4・一 北垣知事、農事講習所の設立を府会に提出、協賛を得る(各郡農会長の要望による)。実業教育50年史</p> <p>5・10 幼稚園・図書館・盲啞学校・各種学校および私立小学校等の設置廃止に関する規則を公布。府令37号</p> <p>5・19 小学校教則を公布(学年は4・1～3・31、休業日は日曜日を除く外毎年90日以内とし、終始業時限は市町村長が、児童賞罰は校長あるいは首席教員が決定)。府令38号</p> <p>5・23 市町村立小学校教員の給料額および旅費額の標準ならびに給料旅費其他諸給与の支給方法を布達。府令40号</p> <p>6・16 本派本願寺文学寮紛争(寮長藤島了稔の宗教学が中江篤介のそれと同一趣旨であった、ということに端を発する)。日出 6・17</p> <p>6・26 『通俗教育新誌』発刊(仏光寺烏丸東入ル、東枝律書房)。「教育家・学生に実益を与える」を目的とする。日出 6・26</p> <p>6・一 『京都教育会雑誌』、『京都府教育雑誌』と改称。府教育会沿革</p> <p>7・16 市、区会条例を公布(各学区に定員12人の区会をおき、区会議員は市会議員の被選挙権を持ち、一定の限度で学区市税を徴収、それによって小学校経費をまかなう)。市公告41号、京都小学50年誌</p> <p>7・一 京都帝国大学学生、琵琶湖端紙会を設立。日出 7・30</p> <p>8・1 府名郡長、洛東有楽館において北垣前知事の送別会を開催(北垣前知事、報徳教による徳育・実業教育の必要を強調)⁽²⁾。日出 8・4</p> <p>8・16 。古河亮朝没。64歳(寺子数600余人を数える全国一の規模の寺子屋自景堂=上京区下長者町智恵光院東入ル、を経営、明2の小学校開設には上京14番組小学校へ寺子を移し、自らも筆道教師に就任。古河太四郎兄)。府教育史上</p> <p>8・20 上京下京両区長を市長の機関とし「其区内尋常小学区二属スル国ノ教育事務ヲ補助執行スル」旨を布達。府令48号</p> <p>8・29 府下有志、市参事会へ官立京都美術工芸学校設立を建議。日出 8・30</p>	<p>(1) この結果、郡部においては、町村長の意見が学事に大きな影響力を持ち、教員の進退をはじめ多くの弊害が生じた。市部においては、各学区の学務委員が教育事務だけでなく、衛生・勧業その他諸般の事務を取扱い、絶対の勢力を振った。</p> <p>(2) 「抑も小学教育は維持以来大に其要を謬り却って町村子弟の成立を害したること甚し、是れ畢竟智育に泥み徳育と実業教育を忘却したるに基づくならん。……国道平素此翁(二宮尊徳)の智徳を欣慕す只管将来此類の豪傑を我国民中に生せんことを深く神明に祈る所なり故に国道は各町村巡回の際に二宮翁小伝の一小冊子を各小学校に贈り各教員に懇囑して常に修身談として二宮翁幼少の時より老年に至る迄刻苦艱難仁慈忠孝其言行一致の精神不撓不屈の功業を町村児童に講話注射せんことを熱望したり、然るに其事を果す能はず千万遺憾に堪えざるなり。請ふ諸君国道の衷情を察せられ此の小冊子を各小学校に贈り国道に代て各教員に懇囑せられんことを」。日出 8・4</p> <p>9・1 乙訓郡高等小学校設立。乙訓郡誌</p> <p>9・9 同志社政法学校設立認可。同志社90年小史</p> <p>10・1 船井郡園部村外13カ村学校組合立高等小設立。10月、加佐郡河守地方6カ村組合立高等小設立(18日、授業開始)。10月、中郡峰山町他3カ村学校組合立高等小設立。府庁文書-船井郡役所小学校台帳、峰山郷士史</p> <p>10・11 府、常置委員など、府尋常中学校を地方税支弁とする方針を決定。日出 10・11</p> <p>10・15 関西教育者大会(大日本教育会関西大会)、尋常師範学校で開催、～27日。教育時論 271</p> <p>10・19 私立照暗女学校設立認可をうける(上京区下立売烏丸西入ル、明27・10開校)。平安学院85年史</p> <p>11・13 船井郡須知村他5カ村学校組合立高等小学校開校。府庁文書-船井郡役所小学校台帳</p> <p>12・28 山本覚馬没。65歳。同志社90年小史</p> <p>この年</p> <p>▷ 宇治郡、生徒数増加により、勸修(9・8)、醍醐(10・8)、山階(12月)、宇治(明26・1)の各高等小学校を設立。宇治誌</p> <p>▷ 京都仏女学校(幼キイエズス会・両替町柳小路。明26、看護婦養成科を付設)。聖母女子短大研究紀要 3</p>

参 考	日 本
<p>(1) この結果、郡部においては、町村長の意見が学事に大きな影響力を持ち、教員の進退をはじめ多くの弊害が生じた。市部においては、各学区の学務委員が教育事務だけでなく、衛生・勧業その他諸般の事務を取扱い、絶対の勢力を振った。</p> <p>(2) 「抑も小学教育は維持以来大に其要を謬り却って町村子弟の成立を害したること甚し、是れ畢竟智育に泥み徳育と実業教育を忘却したるに基づくならん。……国道平素此翁(二宮尊徳)の智徳を欣慕す只管将来此類の豪傑を我国民中に生せんことを深く神明に祈る所なり故に国道は各町村巡回の際に二宮翁小伝の一小冊子を各小学校に贈り各教員に懇囑して常に修身談として二宮翁幼少の時より老年に至る迄刻苦艱難仁慈忠孝其言行一致の精神不撓不屈の功業を町村児童に講話注射せんことを熱望したり、然るに其事を果す能はず千万遺憾に堪えざるなり。請ふ諸君国道の衷情を察せられ此の小冊子を各小学校に贈り国道に代て各教員に懇囑せられんことを」。日出 8・4</p> <p>9・1 乙訓郡高等小学校設立。乙訓郡誌</p> <p>9・9 同志社政法学校設立認可。同志社90年小史</p> <p>10・1 船井郡園部村外13カ村学校組合立高等小設立。10月、加佐郡河守地方6カ村組合立高等小設立(18日、授業開始)。10月、中郡峰山町他3カ村学校組合立高等小設立。府庁文書-船井郡役所小学校台帳、峰山郷士史</p> <p>10・11 府、常置委員など、府尋常中学校を地方税支弁とする方針を決定。日出 10・11</p> <p>10・15 関西教育者大会(大日本教育会関西大会)、尋常師範学校で開催、～27日。教育時論 271</p> <p>10・19 私立照暗女学校設立認可をうける(上京区下立売烏丸西入ル、明27・10開校)。平安学院85年史</p> <p>11・13 船井郡須知村他5カ村学校組合立高等小学校開校。府庁文書-船井郡役所小学校台帳</p> <p>12・28 山本覚馬没。65歳。同志社90年小史</p> <p>この年</p> <p>▷ 宇治郡、生徒数増加により、勸修(9・8)、醍醐(10・8)、山階(12月)、宇治(明26・1)の各高等小学校を設立。宇治誌</p> <p>▷ 京都仏女学校(幼キイエズス会・両替町柳小路。明26、看護婦養成科を付設)。聖母女子短大研究紀要 3</p>	<p>1・15 熊本英学校教師奥村 禎次郎、演説中「博愛……」の語を用い、国家と相容れないとして知事より解雇される(勅語不致事件の一つ)。</p> <p>1・28 予戒令公布(壮士の集会立ち入りなどの政治運動制限の権限を地方長官・警視總監に与える。選挙取締りが目的)。</p> <p>2・8 公立学校教員の退職料及遺族扶助料支給規則を公布。</p> <p>3・9 久米邦武、帝国大学教授を退職(「神道は祭天の古俗」が神道家その他の非難を受ける)。</p> <p>3・14 伊沢修二編『小学唱歌』、第1編(「雁」、「うさぎ」など、明26・9、第6編)。</p> <p>3・25 文部省、教科用図書検査規則を改正し、検定基準を強化。</p> <p>7・11 文部省、尋常師範学校学科程度を改訂、尋常師範学校生徒募集規則、同卒業生服務規則を改正。尋常師範学校簡易科規程、同教員免許規則、設備規則を公布(森文相以来の師範教育制度を大きく改正)。</p> <p>8・6 国家教育社長伊沢修二、国立教育期成同盟会の結成を提案(10・29 発足、小学校教育費国庫補助要求運動を開始)。</p> <p>8・8 河野敏鎌、文部大臣に就任。</p> <p>9・19 文部省、小学校の教科書に生徒用と教師用との2種を設ける。</p> <p>10・12 全国連合教育会(大日本教育会主催)、小学校教員年功加俸の国庫支弁を文相に建議。</p> <p>12・15 国立教育期成同盟会、約1万人の署名を集め、小学校教育国庫補助の実現を衆議院に請願(12・16、貴族院に請願、明26・1、更に請願、同2月、貴族院・衆議院、同請願を可決)。</p> <p>この年</p> <p>▷ ブライデル『自由神学』(原名宗教哲学、金森通倫訳)刊行。キリスト教会で自由神学盛んとなる。</p>

京	都	府
<p>1・10 市区会条例廃止。 市公告1号</p> <p>2・一 綴喜郡、多賀村外2カ村組合立泉東高等小学校、田辺町他3カ村組合立弘道高等小学校、都々城村他2カ村組合立高等小学校設立。 綴喜郡誌</p> <p>2・一 京都染工講習所、修業年限1年半の図案科(夜学)を創設。 京都教育41</p> <p>3・5 市美術学校、御苑内南隅に新築移転 日出3・7、実業教育50年史</p> <p>3・22 府尋常中学校地方税支弁となる(大谷派本願寺の経営から分離、旧校は大谷尋常中学校と改称)。(1) 告示30号</p> <p>3・27 市、上京区嘉楽尋常小・下京区日彰尋常小ほか11校に幼稚園を付設。 市公告22号</p> <p>3・29 府、官林を学校敷地に無代償で下げ渡しできる旨を告示。 告示38号</p> <p>4・1 竹野郡、郷村他3カ村連合組合立高等小学校を網野村に設立。 府庁文書-小学校沿革</p> <p>4・1 府尋常中学校開設(上京区新町下長者町下ル両御霊町)、10・16、開校式。 府令25号、府庁文書 明26-50</p> <p>4・14 府蚕糸同業組合、何鹿郡綾部町本宮に高等養蚕伝習所を設立(修業期間9カ月、学期は4月～9月、入所資格は高等小卒業以上)。 実業教育50年史</p> <p>4・20 尋常師範学校卒業生服務細則を公布(服務期間内においても小学校以外の教員・視学・学務関係の市郡区書記に就職可能)。府令31号</p> <p>4・21 尋常師範学校男女生徒員数割合についての規則を公布(生徒定員150人、男子生徒100人、女子生徒50人)。 府令32号</p> <p>4・27 幼稚園各種学校保母もしくは教員任用の件についての規則を公布(免許規則制定まで品行学力を検定し適任者には免許状を用いず採用)。 府令33号</p> <p>4・一 大谷尋常中学校、室町魚棚に移転(27日、今熊野池田町に新築移転)。 南山・三山木</p> <p>4・一 府立農事講習所を開設。(2) 実業教育50年史</p> <p>4・一 府教育会、第4回国勸業博覧会に対して教育に関する準備委員をおく(明27の帝国教育大会の発端)。 京都教育 49</p> <p>5・9 府商業学校、予備科を設置。 府庁文書 明26-49</p> <p>5・9 千田知事、公立学校の騒動にたいし、学校の規律に背く場合は当該学校の懲罰例規にてらし厳重に処分するよう訓令。 訓令29号</p> <p>5・13 府尋常師範学校、付属幼稚園を設置(付属小学校内幼稚保育科を分離独立、5・17、幼稚園規則を公布)。 府令41号</p>	<p>7・13 府、幼稚園・図書館・盲啞学校・各種学校および私立学校等の設置・廃止に関する規則を改正(市町村立学校の設置・廃止については市町村会の議決を必要とする)。 府令49号</p> <p>7・25 宇治郡教育会結成。 日出 7・25</p> <p>8・一 市に官立工業学校期成同盟会結成(事務所西洞院竹屋町上ル、会員は市参事会員・市会議員・商工会議所議員など400余人)。 教育時論 301</p> <p>9・11 大谷尋常中学校開業式(校長、沢柳政太郎)。 大谷中高90年史</p> <p>9・13 私立平安義齋廃止(公家・士族の子弟の中等教育機関として特異な存在、廃止以後は積立金利子と恩賜金で奨学金制度を設ける。宮内省は明35まで年間1,200円の助成金を付与)。府誌 上</p> <p>9・15 市、尋常小学校付設の各幼稚園の幼稚保育科およびその程度について公布。市公告64号</p> <p>10・一 伊藤伊吉、宮津に露語講習所設立。 宮津の新潮</p> <p>10・一 区部の学校長・教員・区長・学務委員など、市内各小学校へ天皇・皇后の「御真影」を拝載するため知事に請願書を提出。 京都教育 38</p> <p>10・一 紀伊郡上鳥羽村子守教育所設立(明28・1、支教場をもうける)。 同上</p> <p>11・17 府会、府高等女学校経費の地方税支弁を決議(明26年後は東西両本願寺・三井家などの寄付金、職員の出金で維持)。(3) 日出 7・14、府庁文書 明26-51</p> <p>11・28 府会郡部会、郡中の主要小学校に正教員を招聘するよう知事に建議。 府会志</p> <p>11・一 市盲啞院、教育常設委員などの計画により京都盲啞院慈善会を創設(特別会員は5カ年間に25円、普通会员は10円を出費。特別会員156人、普通会员890人が入会)。市盲啞院一覽 大1</p> <p>12・3 中郡金田村尋常小学校、授業料徴収を廃止(従来は1人あて毎月2銭を徴収)。 日出 12・20</p> <p>12・6 府会郡部会、郡部地方税で各郡町村立小学校教員の給料を補助すべきことを決議。 日出 明27・1・31</p> <p>12・25 府尋常師範学校教則改正(卒業見込みのない生徒に簡易科・保母伝習修了証書を授与し退学させる。教員不足対策)。 府庁文書 明27-55</p> <p>この年</p> <p>▷ 教育会の設立さかん(9月、永唱教育会、本能・明倫・日彰・生祥・立誠・郁文・格致・成徳・豊園・開智・永松の尋常小学校職員によって結成される。他に尚徳教育会、開智会など)。 府誌 上</p> <p>▷ 区部尋常小学校で補習科を付設するところふえる。 市立学校園沿革</p>	

参	考	日	本
<p>(1) 分離に至る本山側の理由は、財政難と宗門出身生徒数の減少(明21、宗門生徒197人、一般生徒170人、明25、宗門生徒125人、一般生徒288人)であり、府側の理由として、地方税に余裕ができたこと、明24中学校令改正によって、明26・3未までに府県公費で1校以上の中学校を設置すべきことになった、などによる。この間、明25には大谷派本願寺より学資寄付の謝絶が府当局へ申し込まれ、また世評に中学が宗教臭いことをあげていた。 日出11・5</p> <p>(2) 府下郡部で農事講習を要望する声がかまきこれにこたえたもの。はじめは、府下18郡に各1カ所ずつ第1期農事講習所(期間13～15日)を開き、また山城・丹波・丹後に各1カ所第2期農事講習所(期間30日間)を設ける。前者は簡易な実際に則した事からを教授し、後者はやや高等な学理を教授した。明26、27両年で1期生1,300余人、2期生135人を送り出し、農業近代化に貢献。</p> <p>(3) 明22・10内務省令により、高等女学校財産は府のものとなり、経費は特別経費として地方税支弁から分離された。以後、同校経費は授業料・定宿料・雑収入および寄付金でまかなわれてきたが、経営困難はおおむねなく、特にこの年、財政困難はその趣に達し、ついに職員から俸給の寄付金を仰ぐに至った。</p> <p>経費金借入之儀ニ付同 本校当七月分経費ハ金五百参拾円ヲ要シ候処目下残金ハ参百七拾壹円八拾九銭六厘ニテ且本月末ニ唱歌専修科并ニ随意科授業料及生徒寄宿料其他雑収入等ニテハ金四拾八円拾銭四厘収入有之候見込ニ候得共収支上金壹百拾円不足候尚又来八月分経費ハ金五百貳拾三元ヲ要シ候処雑収入ニテ金参円ノ外他ニ収入ノ見込無之候ニ付是亦金五百貳拾円不足ニ相成支払上差支候ニ付本月分経費トシテ来ル十九日比金壹百拾円ヲ来月分経費トシテ八月十八日比金五百貳拾円御借入相成度尤返却ハ来ル九月学期授業料徴収之上償却可致候間御裁許相成度此段伺候也</p> <p>廿六年七月七日 京都府高等女学校長 河原一郎 京都府知事 千田貞曉殿 府庁文書 明26-51</p>	<p>3・4 植村正久、「今日の宗教論及び徳育論」を刊行。</p> <p>3・7 井上毅、文部大臣に就任。</p> <p>4・3 東京婦人矯風会、キリスト教関係婦人団体を結合して日本基督教婦人矯風会を結成、会長に矢島樞子就任。</p> <p>5・2 文部省、官公立学校生徒の騒動には厳重な法的処分を行なうよう訓令(このころ、中等以上の各種学校で騒動がおきる)。</p> <p>5・18 文部省、市町村立尋常小学校の授業料は原則として徴収しないこととする。</p> <p>5・18 湯原元一訳『倫氏教育学』刊行(このころよりヘルバルト主義段階教授法流行)。</p> <p>5・一 文部省、尋常中学校・高等女学校・技芸学校設置のため町村学校組合設立の件を公布。</p> <p>6・12 文部省、設備不十分な新設中学校の取締りにつき通牒。</p> <p>7・22 文部省、小学校に裁縫の一科を設けることを奨励(女子就学率を向上させるため。この年、女子就学率40.59%)。</p> <p>7・23 文部省、小学教員専科教員の試験科目に裁縫を加える。</p> <p>8・11 文部省、尋常師範学校長は本務のかたわら府県知事の命により管内の初等教育を視察するよう定める。</p> <p>9・20 小学校教科用図書審査会改組。</p> <p>10・28 文部省、教育行政・政策に関する発言を政論であるとしてこれを行なう教育団体への教員の参加を禁止(いわゆる「箝口訓令」、教育費国庫補助運動など後退)。</p> <p>10・30 文部省官制改正公布(大臣官房・専門学務局・普通学務局をおく、視学官制度廃止)。</p> <p>11・4 文部省、特別認可学校規則を廃止(私立の法律学校、文官高等試験の受験資格を喪失)。</p> <p>11・11 札幌農学校を文部省直轄学校とする(従来は農商務省直轄)。</p> <p>11・22 文部省、実業補習学校規程を制定(下級技能者養成のための実業教育に着手)。</p> <p>12・21 文部省、市町村立小学校教員任用令を公布(府県に小学校教員詮衡委員をおく、小学校令を一部改正)。</p>		

京	都	府
1・15 府は、小学校教科目中に裁縫科のない小学校はこれを加設するよう達す。 甲2号		7・13 府、尋常小の読書・習字・算術・地理歴史・図画科および高等小の修身・読書・習字・算術・地理・歴史・理科・図画科の採定図書を決める。 府令39号
1・15 府、小学校裁縫科の教員は一時雇教員をあてる旨を達す。 府令2号		7・21 府、尋常師範学校長学事視察規程を公布(法令施行の状況、教授、管理、生徒の風儀及成績、学校衛生、その他の視察)。 訓令59号、府庁文書 明27-55
1・25 与謝郡尚武義会結成(尚武の精神を発揮し、軍人を敬待することを目的)。宮津の新潮		7・25 府、「修身科ニ係ル教授方ノ件」を各郡町村市区および小学校に訓示。 訓令63号
1・一 府高等女学校、校内に学用品販売所を開設。 府誌 上		8・一 府教育会、実業補習学校施設方案調査委員会・幻灯会に関する調査委員会・日清戦争に関する幻灯映画材料取調委員会を設置。 府教育会沿革
2・9 文部大臣から校長および教員心得書を内示するよう訓示(学校長および教員で議員・被選挙人になろうとする者はその志望を表明すると同時に辞職すべきこと)。 府庁文書-官省往復		9・11 真宗第一中学寮開校式(2部制とし、第1部は僧侶養成に必須の教育を施し、大学寮に進んで真宗学、仏教学を修得、第2部は普通学を教授する所と規定。19日、大谷尋常中学校廃校。沢柳政太郎校長辞職)。大谷中高90年史、訓令92号
2・19 府、「学校生徒品行ニ関スル件」を公布(学校騒動対策)。 甲16号		9・11 第三高等学校開校式(9・14、入学式、法学部77人、工学部98人、大学予科44人入学、但し大学予科は旧高等中学校生徒を引き継いだもの)。 神陵小史
3・22 府商業学校規則改正、予科を設置(高等小学校英語科が随意科となり、高等小卒業生をただちに本科へ収容できなくなったため)。 府庁文書 明27-56		9・26 府教育会南桑田郡部会設立。 府教育会沿革
3・一 南桑田郡染詳高等小学校、補充科を廃止、2カ年程度の高等科・裁縫学校を付設。 亀岡小史		9・一 竹野郡袖志尋常小学校、子守学校を開設(女子未就学児童多数のため)。 府庁文書 明44-52
4・25 府教育会郡部会、2郡ごとに郡視學員1人を置く。 宮津の新潮		9・一 府教育会、府下各町村に幻灯会を開催、大いに「義勇奉行の実」をあげる。 京都教育49
4・一 府教育会、臨時総集会を開催(井上文部大臣を招聘。文相、京都は美術工芸教育に特に力を入れるべきことを演説)。 京都教育 49		10・1 文部大臣訓令により尋常師範学校付属小学校児童身体の発達に留意するよう移牒。 府庁文書 明27-53
4・一 大谷尋常中学校、東山今熊野池田町に移転、9月、真宗第一中学寮と改称。 大谷中高90年史		10・5 市染織学校設立(元染業組合立京都染工講習所を市立へ移管。修業年限3年の本科に色染科・機械科、ほかに速成科・専攻科・復習科を設置)。 府庁文書 明27-53、日出9・28
4・一 妙心寺派、学制改革により大教校・中教校を廃し、普通学林を美濃霊松院内および竜安寺内におく。 妙心寺600年史		10・16 市美術学校、京都市美術工芸学校と改称。 府庁文書 明27-53
5・22 府、小学校補習科の毎週教授時間を制限(毎週4〜30時間)。 府令32号		10・16 文部省、第三高等学校寄宿舎規約を認可。31日、学生組織「嶺水会」結成。 神陵小史
5・一 北桑田郡山国村協尋常小、修身・読書・作文・習字・算術・裁縫の6科を内容とし2年制補習科を設置。 北桑田郡誌		10・29 真宗第一中学寮生同盟休校(制服改正と新学制の厳格さに反撥)。 日出10・31
6・23 文部省、第三高等中学校に大学予科を設置しないことに決定(生徒は、第一高等中学校へ114人、以下第二高等中へ80人、第四高等中へ30人、第五高等中へ55人、山口高等中へ13人、鹿兒島高等中へ1人転校。最下級生44人は残留)。 神陵小史		10・一 私立照暗女学校、私立平安女学院と改称。 平安女学院85年史
6・29 市美術学校、絵画科・工芸図案科・予備科を設置。本科修業年限を5年、予備科を1年とする。 実業教育50年史、市公告57号		10・一 相楽郡教育会創設(相繼連合教育協会解散による。木津町に事務所。会員は毎第一日曜日に会合、研究会を持つ。 明32・11、府教育会相楽郡部会と改称)。 府教育会50年史
6・一 視学囑託として、与謝郡第一高等小学校訓導に小山左文二を任命。 ⁽¹⁾ 与謝郡誌		
7・7 第三高等中学校本科最後の卒業式を挙行。 神陵小史		

参	考	目	本
(1) 明26・12の府会郡部会決定の「町村立小学校教員俸給補助方法」によって各郡役所所在地小学校に高等師範学校卒業生を任用するときは府から月30円を6カ月以内補助するとともに部長の指揮をうけて視学事務を執らせることになった(府郡視学制のはじめ)。	一、小学校教員学力講習に関する事 二、小学校視察に関する事 三、其他学事に関し特に郡長に於て囑託する事項。	1・12 文部省、就学率向上のため小学校の2部授業を奨励、貧困児童の就学のため、夜学・日曜学校等の設立を奨励。	
(2) 教科書審査委員会は6・20より審査を開始したが、審査方法は絶対秘密にすることを申しあわせた。しかし、実際は「金港堂、集英堂、八尾、文学舎、其の他にも既に思ひ思ひに市中の旅人宿、又は木屋町に宿泊し、例の手段を施し居るよし」、「中には大阪より芸者伴ひ来りて日夜の散財」という有様で、すでにこの頃より「教科書の競争」が教育社会の大問題となっていた。 日出3・23、6・20		2・2 文部省、市町村制を施行しない地方の学務委員に関する規程を公布。	
		2・3 高等師範学校応募生徒に公立尋常中学校卒業生からの推挙可能となる。	
		3・1 文部省、「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正(国語・漢文・歴史を重視、実業に就く者のために実科を設置)。	
		3・5 文部省、尋常師範学校・中学校・高等女学校教員免許検定規則を制定。	
		4・6 文部省、高等師範学校規程を公布。	
		5・31 衆議院で教科書の検定・採定をめぐる不正事件問題化。	
		6・12 実業教育費国庫補助法制定。国立教育期成同盟会の発起で学政研究会設立(明28・7、学制研究会と改称)。	
		6・14 文部省、工業教員養成規程を制定。	
		6・15 文部省、尋常中学校実科規程を制定。(4学年から設置する実科の内容、実科だけの実科中学校の設置などを規定)。	
		6・20 文部省、実業教育費国庫補助法施行規則を制定。	
		6・25 高等学校令公布(高等中学校を高等学校と改称、原則として専門学科を教授し地方単科大学化を意図。帝国大学進学者のためには大学予科を設置)。	
		7・12 第三高等学校に法・医・工の3学部をおく。その他の各高等学校に医学部および大学予科を設置。同時に「高等学校修業年限及入学学科規程」を制定。	
		7・25 文部省、「簡易農学校規程」・「従弟学校規程」を制定。	
		8・2 文部省、実業教育費国庫補助の標準を府県に通牒(農業教育・商業教育よりも工業教育を、高等の学校よりも低度の学校に重点)。	
		8・29 文部大臣井上毅辞任(司法大臣芳川顕正、臨時文部大臣に就任)。	
		9・1 文部省、小学校における体育および衛生について訓令(子供の健康管理上の要点を指示し、体育を重視)。	
		10・3 西園寺公望、文部大臣に就任。	
11・10 府教育会綴喜郡部会発足。日出 11・17			
12・15 府会、第三高等学校に大学予科を置くよう政府に建議。 府会議事録			
この年			
▷ 南桑田郡で高等小学校廃止、実科中学校への切替えの声高まる。 日出 6・22			
▷ 市内の小学校児童の間に「にめんこ」遊び流行。 日出 3・28			

京	都	府
1・25 何鹿郡東八田村、府に補習学校設立認可を申請（義務教育の不完全を理由に不認可）。 実業教育50年史		8・一 府、学令未満児童の尋常小学校違法入学の取締りを強化（市内各尋常小へ多数のモグリ入学児童が絶えないため。9・1から違反者父兄に徴戒処分を行なう）。 日出 8・29
1・26 府、地方税補助を受ける町村立小学校訓導に郡内小学校の視察および教員の講習を委託する手続きを定める。 訓令11号		9・15 府教育会北桑田郡部会開設。 日出 9・11
2・19 府、小学校・幼稚園において御真影を複写する手続きを達する。 訓令18号		9・16 コレラ流行のため休校していた高等・尋常小学校開校（その他の公私立諸学校も20日から24日にかけて逐次開校）。 日出 9・17
3・25 府、京都商業学校規則改正、随意科として清韓国学科を置く。 府庁文書 明28-59		10・6 府教育会愛宕郡部会開設。日出10・3
3・一 相楽郡綺田地区義友仲間、平尾北・同南地区義勇団設立（夜学会・消防・軍人遺族の生業補助などを行なう）。 相楽郡誌		10・一 府教育会、樹裁方法取調委員および学校設置方法取調委員を設置。 府誌 上
4・1 府、簡易農学校を愛宕郡大宮村字東紫竹大門に設置。4・11同校規則制定。4・29大徳寺境内の寺院を借り授業開始。 府令40号、公示53号、府誌 上		10・一 アメリカンボード、同志社と対立、アメリカより調査委員を派遣（同志社外人教師辞任。「新神学」、同志社病院、京都看病婦学校の管理をめぐる対立）。 同志社90年小史
4・4 市染織学校、上京区釜座通樺木町上ルに移転、5日から授業開始。日出4・6、府誌 上		11・一 新島記念文庫設置委員、書籍金員の寄付募集を開始（委員、森田久万人・麻生正義・G. E. アルプレクト）。 教育時論 380
4・8 私立平安女学院、仮開校式（4・16授業開始）。 平安女学院80年史		11・一 府教育会、中・竹野・熊野郡部会解散、各独立して、郡部会を設置。 府誌 上、府教育会沿革
4・14 府教育会総集會（郡部会規則の各郡部会随意制定、郡部会員人員制限の解除などを決定）。 日出 4・16		12・2 市参事会の建議になる市商品陳列所、上京区寺町押小路下ルに設立（書籍新聞縦覧室を併置）。 大阪毎日 12・4
4・17 大日本武徳会発足（会長・府知事渡辺千秋、10・15第1回武徳祭演武大会。剣道100年		12・21 府会議長、内務大臣に医科大学の京都設置を建議（関西に大学を設置するという政府の方針により、府医学校および療病院の設備を寄付するというもの）。 府会志
5・1 府、小学校教員私宅において教授時間外に生徒を教授し、また教員・小使などは生徒または父兄の贈進を受けてはならないと訓令。 訓令74号		12・23 神職・住職が小学校訓導を兼務する場合の薦挙基準を明示（土地の状況によりやむをえない場合には兼任できる）。 府令87号
5・23 帝国教育大会開催（総裁・山階宮晃親王、会長・渡辺千秋、会員4,000余人、関西における最初の教育大会。市議事堂・尋常師範学校・美術工芸学校・高等女学校などで開催。～26日）。 日出 5・25、京都教育 49		12・一 府尋常師範学校、人物訓練および体力鍛練規程ならびに賞罰規程を制定（剛毅勇壮な教育者を養成するため撃剣・柔道の練習などを強化）。 府誌 上
5・一 文部次官牧野伸顕、実業教育の実情視察のため来京、美術工芸学校・染織学校・商業学校などを視察。 ⁽¹⁾ 日出 5・8		12・一 府教育会、高等講習会を開設。 京都教育 49
5・一 中郡峰山尋常小に幼稚園を付設（授業料は貧富に応じ等差をつける）。 日出 5・12		この年 ▷ 文部省、京都に大学を設立する動きを示す（法・工・医の3学部構想）。 日出 12・8
7・15 府尋常師範学校、学科目・学級・学期・教授日数・休業日および検定に関する規則を改正（学級は男4、女2、学年は3学期制、授業日数は男44、女43週、生徒検定に新に人物・体力を加える）。 訓令112号		▷ 郡部各小学校で補習科付設の動き。 ⁽²⁾ 府庁文書-小学校沿革史
7・23 府高等女学校規則改正（2年制の予備科、4年制の本科を廃し、本科6年制とし、練習科を補習科、別科裁縫専修科を裁縫専修科とし、唱歌専修科を廃止）。 公示110号		▷ 熊野郡久美浜村青年夜学校創設。 熊野郡誌

参	考	日	本
(1)	「京都の実業学校が実業家と親密なる関係を有するは頗る感賞する処にして斯くまではあらざるべしと思ひたりき然れども美術学校と云ひ染織学校といひ国庫の補助を与へし以来日尚ほ浅く百般の設備未だ整頓せざれば将来尚ほ大に改善を要することあり其一例を挙げば実業課業を増加するが如き就学奨励のため授業料を廃するが如き蓋し必要なるべし……又実業家の工場を巡回したる上に就ての所感京都の実業家が進取の氣象に富むを見て甚だ工芸の發達に嚮望すべきを喜ぶ要するに今回実業学校と実業家工場の視察に就ては大に得る処あり他日の参考に資けたること少なからず」（牧野文部次官談話）。 日出 5・8	1・29 文部省、高等女学校規程を公布（入学資格、尋常小学校4年修了以上。修業年限6カ年。単独の規定としてははじめて）。	
(2)	実業補習学校の設立を奨励した中央政府の方針は京都府では、住民の下からの要望に支えられて、郡部を中心に発展してくる。当時府当局は実業補習学校について次のような見解しか持ち合わせていなかった。 「郡部ノ方ハ子弟ノ業務一定シテ居ルヲ以テ尋常学校ニ補助科ヲ置テモ宜シト思フ市ノ方ニテハ色々業体交リテ居ルヲ以テ之レニ對シテハ普通ノ工業学校ヲ設ケルカ宜シキヤ或ハ商業学校ノ方カ宜シキヤ未タ何共考案付カサルナリ要スルニ今一層研究ノ上ニ定ムルノ考ヘナリ」（府会での上田属の答弁）。 府通常議會議事録 明28	2・5 貴族院・衆議院、教育高等會議および地方教育會議設立の建議案を可決（政府、文部行政への束縛として拒否）。	
		3・2 「東京学士會員規程補則」を制定（外国の碩学を客員とすることが可能となる）。	
		4・1 札幌農学校、文部省の直轄となる。	
		5・一 高等師範学校・女子高等師範学校、委員会を設けて教育勅語の読み方を一定にする（公的訓誥法となる、のちに国定小学校修身教科書に採用）。	
		7・9 南条文雄・村上專精・清沢満之ら、東本願寺に寺務改革の建白を提出（明29・10、清沢ら『教学時言』を創刊～明31・4）。明31・2・14、東本願寺、村上・清沢らを処分。	
		7・一 高等師範学校、寄宿舎の軍隊的分団組織を廃止（学生寮仮規則を制定）。	
		この年 ▷ 文部大臣西園寺公望、教育勅語の改訂を天皇に内奏（成案を得るに至らず中止）。	

京 都 府	
1・16 何鹿郡物部尋常小学校で子守教育を開始。 <small>京都教育 50</small>	寮を真宗東京中学と改称)。9・1、真宗京都中学開校式(第1部、第2部の各々に4年制の尋常科、2年制の高等科を開設)。 <small>大谷中高90年史</small>
1・25 私立平安女学院開院式(予備科2年、普通科4年、裁縫科3年、高等科2年制)。 <small>平安女学院85年史</small>	9・4 府、学令未就学者取締之法を定める。 <small>訓令82号</small>
2・13 下京元14組永松尋常小学校、市内で初めて授業料を廃止(6月から学事基本金に寄付金を足して学校経費を補充)。 <small>日出 2・15、京都教育 50</small>	9・17 府簡易農学校、葛野郡桂村へ移転。11・1移転式 ⁽¹⁾ 。 <small>告示158号、実業教育50年史、日出 11・3</small>
4・6 府簡易農学校規則改正(修業年限2カ年の正科のほか1カ年の補修科をおき、科目中に養蚕を加える)。 <small>告示4号</small>	9・一 府教育会に各種調査委員設置(男女教育を区別する年限・小学生椅子の適性寸法・男女生徒用便所構造等調査)。 <small>府誌 上</small>
4・10 府教育会竹野郡部会発会式。 <small>日出 4・22</small>	9・一 同志社波理須理科学校、薬学科を廃止。 <small>同志社90年小史</small>
4・24 京都市に常設教育委員をおき、学務委員管轄外の学務を取扱う。 <small>市公告23号</small>	9・一 真宗大谷派、真宗大学条例および真宗高倉大学寮条例を公布(大学寮本科・研究科を真宗大学とし、高倉大学寮を分離)。 <small>府誌 上</small>
4・一 市染織学校の市内在籍生徒は授業料を免除になる(規則改正)。 <small>府誌 上</small>	10・1 府、小学校教員年功加俸に関し郡長町村長の取扱手続きを訓令(正・準教員で5年以上同一校勤務の場合、本俸の15/100を支給。更に5年毎に10/100を加俸し、35/100に至るまで昇給)。 <small>訓令97号</small>
4・一 同志社、予備学校を廃止し、同志社普通学校を同志社高等普通学校と改称。あらたに同志社尋常中学校を設立。 <small>同志社90年小史</small>	10・24 熊野郡学務委員会は、貧困のため学令児童を就学させえない保護者に保護を与えること、各大字ごとに夜学会を設け青年を教育すること、などを決議。 <small>京都教育 55</small>
5・1 綴喜郡美豆尋常小学校、夜学会を設ける(明31・12、来会者少数のため廃止)。 <small>美豆小沿革史</small>	11・2 南桑田郡篠村安詳高等小学校設立。 <small>日出 11・5、南桑田郡誌</small>
5・6 府京都商業学校簡易科、生徒増加により堀川警察署跡に移転(わか国最初の独立した短期商業教育専用校舎)。 <small>府庁文書 明29-78、府産業教育70年</small>	11・20 府、学令児童就学規則を改正(就学猶予期限は1カ年を超過できない。未就学児は事由解消の際、学期中でも就学できる)。 <small>府令60号</small>
5・一 南桑田郡立生尋常小学校、2カ年制の補習科を設置(明36・4、高等科に改組)。 <small>亀岡市史</small>	11・20 府、学令児童の傭主・師匠を保護者と認める要件を定める。 <small>府令61号</small>
6・4 京都市、川東高等小学校を設立(下京区六波羅前通門脇町)。 <small>市公告28号</small>	11・一 真宗京都中学学生88人退学処分(清沢満之らの本山改革運動に呼応した学生スト処分。明30・4・14、復学許可)。 <small>大谷中高90年史</small>
6・12 武徳会游泳部発足(疎水夷川船溜り東側を游泳場とする)。 <small>踏水会60年史</small>	12・12 府商業学校予備校開校式。 <small>日出 12・15</small>
7・6 府会市部会臨時会は、政府の商業教育への国庫補助強化の方針に伴って、府商業学校への政府補助金獲得を知事に建議。 <small>臨時府会議事録 明29</small>	12・24 府会郡部会、知事に簡易農学校資金蓄積について建議(財政独立を図るため明31から年々農産物売却代金の1/3を資金に蓄積)。 <small>府会志</small>
7・17 府教育会、幼稚園建築法案取調委員・小学校生徒体格調査規則取調委員を置く。また教育事項研究部会として、初等教育部・女子教育部・中等教育部・建築衛生部を置く。さらに、通俗講談会を開設、教育の普及改良を図る。 <small>日出 7・25、府誌 上</small>	12・25 府会、京都感化保護院へ500円下付を知事に建議。 <small>府会志</small>
7・28 府、市町村立小学校・徒弟学校・実業補習学校正教員恩給基金収納規則を公布。 <small>府令29号</small>	この年 ▷ 府・市立の実業学校への入学生徒が、目標数に達せず問題となる。 <small>日出 4・25</small> ▷ 第三高等学校、学部生徒の募集停止。 <small>神陵小史</small> ▷ 府教育会付属図書館、閲覧人皆無の日が多く、対策を進める。 <small>京都教育 51</small>
8・25 大谷派本願寺、各地中学寮を真宗中学と改称(第一中学寮を真宗京都中学と、第二中学	

参 考	日 本
(1) 京都府簡易農学校落成式における山田知事告詞 「京都府簡易農学校は新に地を葛野郡桂村に相し新築竣成本日(を以て落成移転式を挙ぐ本校は客年四月初めて之を設置せしも未だ校舎の設あらず仮に寺院を用ゐて其教授を開きしか本年四月此工事を起し其建築妥に落成せり……去二十七年実業教育費国庫補助法及び簡易農学校規程の発布ありしにより府農会は本校の設立を希望せり本府も其必要を認め遂に之を開設するに至れり準備斯く整ひ生徒益々加はり更に三十年度より補習科を設け以て養蚕実習を課せんとす此際(に)当り本校の新築完成其教育益々周備ならんとす誠に農業興隆の氣運と謂ふべし……」。 <small>日出11・3</small>	2・4 第9議会において貴族院より小学校修身教科書を国庫で編纂すべきことを決議(明30・3、小学読本・修身教科書の国庫編纂を建議)。 2・7 戦死者の遺族には小学校授業料を免除。 3・18 蚕業講習所官制を公布、蚕業試験場を蚕業講習所と改称。 3・24 「市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法」を公布(明14以後中絶していた初等教育費国庫補助・教員の年功加俸分を復活)。 4・6 医術開業薬剤師両試験委員官制を公布。 4・21 女子高等師範学校付属幼稚園保母会を中心に「フレーベル会」設立、保育研究進む。 5・8 文部省内に学校衛生顧問および学校衛生主事を設置。 5・16 市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法施行規則を公布。 5・18 女子高等師範学校に専修科を設置。 6・12 伊沢修二ら学制研究会を組織。 7・3 学校職員恩給審査規程を公布。 8・17 文部省、学令未満の児童の就学を厳禁する旨を訓令。 9・3 鹿児島高等中学校造士館廃校。 9・28 蜂須賀茂韻、文部大臣に就任。 9・一 第一高等学校において「尋常中学校卒業生推薦規則」を定める。 11・8 世界学生基督教連盟(WSCF)の初代総幹事モット来日、学生のYMCA結成を指導(明30・2まで滞在)。 12・2 文部省、尋常師範学校・尋常中学校・高等女学校教員免許規則を制定。 12・18 高等教育会議を設置(教育全般に関する最初の文部大臣諮問機関。権限は小さく、22人中15人まで文部省官吏・直轄学校長などで占める。明30・7、第1回会議)。 12・20 大日本教育会、組織を改編して帝国教育会と改称。12・25、国家教育社の併合を決定(「大日本教育会雑誌」は、11・15、第183号から「教育公報」と改題)。

京 都 府	
1・一 永松尋常小学校に「誠立文庫」を開設(小学校内文庫開設初の試み。基本金利子と寄付金で維持。学区民その他に縦覧許可)。 京都教育 57	6・1 府、小学校長および教員の任用解職その他進退に関する細則を定める。 府令53号
2・14 府教育会天田郡部会発会式。 日出 2・18	6・18 京都帝国大学設立(法・医・文・理工の4分科大学より成る)。勅令209号、京大70年史
2・19 府、尋常師範学校に簡易科設置(同時に、簡易科生徒定員・簡易科学級学期等を定める)。 訓令24号	6・27 木下広次、京都帝国大学初代総長に就任。 教育学事典
2・20 乙訓郡教育会解散(会員は4月発足の府教育会乙訓郡部会へ改編)。 日出 2・24	6・一 府尋常中学校、優等生奨励の目的で、はじめて特待生の規程を設ける。 府誌 上
2・一 浄土宗京都支校、浄土宗第五教区宗学教校と改称。 東山90年史	7・8 武徳会嵯峨踏水術講習分場開場。 日出 7・8
2・一 上京区智恵光院今出川南の紋影商樋口利兵衛、徒弟を集め夜学舎を開講(午後8~10時まで修身・読書・作文・算術・習字を教授)。 京都教育 59	8・1 府簡易農学校分教場として、熊野郡海部村字品田に農事講習会を開設(以後、毎年分教場を丹波・丹後・山城地方毎に開講)。日出 8・7
3・3 府、学校清潔方法について移牒。 訓令31号	8・3 府京都商業学校商議会議則改正。 訓令152号
3・26 市部高等小学校改称(上京高等小は第一高等小、下京高等小は第二高等小へ)。同時に、第三高等小を下京区六波羅前通門脇町に設置。 日出 3・18、市公告16・19号	9・17 市参事会、第四高等小学校(三条堀川以西)、第五高等小(西陣地方)、第六高等小(上京区)の設立を決議。 日出 9・18
3・27 府、小学校教員の給料額、旅費額の標準、諸給与の支給方法を改正。 府令32号	9・一 私立医学予備校、3年制となり卒業生は無試験で府医学校入学の資格を獲得。 薬大80年史
3・28 宇治郡宇治町会、小学校生徒授業料全廃を決議。 日出 4・1	9・24 府、市立高等小学校・染織学校臨時休業に関する規程を定める(3日以内の臨時休業は学校限りで施行する。同時に市立尋常小学校臨時休業に関する規程、11・9、府立学校臨時休業に関する規程を定める)。 訓令184号
4・1 市染織学校教則改正、本科入学程度を高等小学校2年修了以上とし、予科で英語科を必須科目とする。 府誌 上	9・一 第三高等学校新校舎竣工(4月着工)。 神慶小史
4・11 府教育会総集会(付設図書館設立のため実行委員を選出)。 京都教育 60	9・一 同志社高等普通学校・政法学校・波理須理科学学校の学科を改正、名称を同志社高等学部文科学校・同高等学部政法学校・同高等学部波理須理科学校とする。 同志社90年小史
4・17 文部省、第三高等学校に大学予科を設置。 教育学事典	10・14 府尋常中学校、吉田町の新校舎に移転、新町下長者町の旧校舎を分校とする。 府誌 上
4・30 中郡五箇村立農業補習学校設立(府下最初の実業補習学校。入学資格は尋常小学校4年卒業程度、修業年限3年。6・10、開校式を挙行 ⁽¹⁾)。 峰山郷土史、実業教育50年史	10・一 宇治郡、高等小学校廃止の方針を決定(明31・3に至るまで順次尋常高等小学校に切換の方針)。 宇治誌
4・一 北桑田郡鶴ヶ岡尋常小学校に高等科を付設(修業年限2年。この頃から独立高等小の設立減少)。 北桑田郡誌	11・23 市第三高等小学校開校式。 京都教育 68
5・1 帝国京都博物館開館。 京博70年史	12・2 府会、知事に「教育設備拡張に関する建議」(中学校・師範学校・女学校を拡大、図書館の新設・小学校教員補充を要望。これは、12・2、府会における師範学校・尋常中学校・高等女学校刷新費3カ年継続40万円の予算として実現)。 府会史
5・20 府、小学校学級数配当教員の外適宜に1人を増員できるよう改める。 府令50号	12・21 郡部会、水産事業奨励のため、府水産講習所開設を可決、建議書を知事に提出 ⁽²⁾ 。 府通常郡部会速記録 明30
5・一 与謝郡第三高等小(養老村大道尋常小の一部を借用、明24新築)、第四高等小(筒川村城山尋常小の一部を借用)設立。 与謝郡誌	この年 ▷ 南桑田郡馬路・旭2カ村組合立高等小学校開設。 亀岡市史
5・一 京都市乾尋常小学校裁縫専務科設置(明35廃止)。 市立学校園沿革	

参 考	日 本
(1) 京都での低度実業教育は明10、南桑田郡篠村小学校専修科、明13、船井郡賀美村小学校専修科、明19、船井群富本村小学校専修科の設置を始まりとする。 中郡五カ村では村是として実業教育振興の一項があり、村民も「本校生徒は一般に向学心盛にして殊に農業は実際の学問なれば喜んで之を学び、実習の如きも学校は勿論家庭の手助にも進んで之に当る意欲をもった。学科は、修身・国語・算術・地理歴史・理科・農業・土壌肥料・作物病害虫・家畜・養蚕・林業・法規経済・気象・体操・実習・裁縫からなっている。 実業教育50年史	1・4 文部省、市町村立小学校教員の俸給額について定める(平均月額尋常小学校本科正教員16~12円、高等小学校本科正教員20~18円)。 1・11 文部省、学校清潔方法に関して訓令。 1・18 文部省、市町村立小学校補習科の学級編成等について制定。 2・16 文部省、府県から市町村に対する小学校教員俸給補助について訓令。 3・1 片山潜、神田三崎町にキングスレー館を設立(社会改良事業のため。労働学校の先駆)。 3・22 水産講習所官制公布。水産伝習所廃止となり、水産講習所設立(農商務省所管)。 4・3 樽井藤吉・中村太八郎・西村玄道ら、社会問題研究会を結成(政治家・学者・新聞記者・牧師ら多数参加。社会問題の学理と実際の研究を目的とし毎月例会を持つ。明31・10消滅)。 4・17 文部省、第五高等学校に工学部を設置。 4・27 帝国図書館官制公布。 5・4 地方視学設置(地方長官の指揮下、小学校教育の視察にあたる。5日、地方視学職務規程を公布)。 5・一 井上哲次郎・元良勇次郎・湯本武比古・木村鷹太郎・竹内楠三を発起人として大日本協会を結成、「日本主義」を創刊。 6・22 帝国大学を東京帝国大学と改称。 7・21 文部省、小学校児童数および学級に関して訓令(1校10学級程度を標準とする)。 7・一 第1回高等教育会議開催。 10・9 文部省、専門学務局を高等学務局とし実業教育局・図書館を置く。文部省に視学官・図書審査官・学校衛生主事を置く。 10・9 師範教育令公布(明19の師範学校令を廃止。尋常師範学校は師範学校と改称)。 10・13 文部省、明26・10の ^{みん} 箱口訓令を廃止(政談・政社と学術集会・学術結社の分界が明確でなく、取締りが正しく行なえないため)。 11・6 浜尾新、文部大臣に就任。 11・10 市町村立小学校授業料、月額30銭以内とされ、授業料に関する規則制定を地方長官に一任する。 11・12 外山正一、東京帝国大学総長に、菊池大麓、文部次官に就任。 12・17 文部省、男女師範学校を分離すること、高等女学校を増設すること、などを訓令。 12・30 高等教育会議規則改正(高等教育会議議員の範囲を拡大)。
(2) 水産講習所開設の建議書 「水産奨励ノ生産事業ニ必用ナル今更ウ々々ノ弁ヲ待タズ然ルニ府下水産事業ノ状況ヲ視察スルニ他ノ生産事業タル蚕糸茶業其他重要産物ト対比シ其進歩発達ノ度相去ル事同日ノ談ニアラズ是レ主トシテ水産教育ノ欠点ニ帰セザル可ラズ是レニ因テ府下沿海中ニ水産講習所ヲ設置シ以テ漸ク水産教育ノ普及ヲ企図セラレン事ヲ希望ス……提出者 上野修吉・宮崎六左衛門・春日和助」	